別記１

個人情報取扱特記事項

|  |
| --- |
| （基本的事項）第１　受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。（再委託等の禁止）第２ 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。　　ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。（秘密の保持）第３　受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。２　受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。（目的外収集・利用の禁止）第４　受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。（第三者への提供制限）第５　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。（複写、複製の禁止）第６　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。（提供資料等の返還等）第７　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。（契約解除及び損害賠償）第８　委託者は、受託者が第１項から第８項までの内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。 |